

法律初学者を短期合格へ導いている テキストはこれだ！

講座使用テキスト 山本浩司のオートマシステムシリーズの特徴

- 特徴1 理解を促す工夫 ▶ 法律のコトバをいったん身近な用語に置きかえ、段階を追って本来の正確な定義に至るように記載！
- 特徴2 インプットの段階から知識の定着を早めるアウトプット(演習問題)を掲載。合格レベルまでの学習時間を短縮！
- 特徴3 山本流受験指導の真髄「知識量」は追い求めない！出題可能性が高い学習範囲に絞ることで学習効率をUP！

基礎力養成期「基礎講座」使用テキスト



※表紙デザインは変わる場合がございます。

そして、ポイントの高いほうを「勝ち」とする。
裁判所が行うこの作業のことを、「利益衡量」という。

2 法的に考えるとどうなるのか

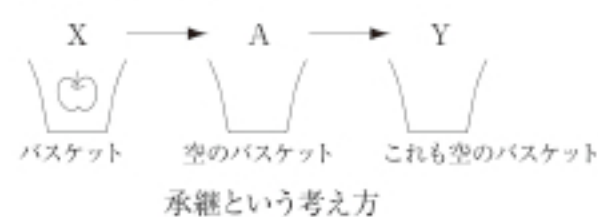
さて、上記の問題を法的にスジ道をたて、順を追って考えてみましょう。
いろいろと重大な問題点が浮き彫りになります。

1. 民法の大原則 空のバスケットからリンゴは生じない。

リンゴというのは権利のことです。事例では所有権です。
まず、AはXから宝石の所有権を受け継いでいません。
AがXから預かったのはリンゴ(所有権)の入っていない空のバスケットです。

したがって、YがAからもらったバスケットにリンゴがあるはずがありません。
YはAの「空のバスケット」を引き継いでいるからです。
したがって、Yが所有者になる余地はありません。
これが民法の当たり前の考え方です。

前の人の権利を引き継ぐことを、法律用語で「**承継**」といいます。
前主に権利があれば、承継人にも権利があります。
前主に権利がなければ、承継人にも権利はありません。
「**無からは無しが生じない**」という民法の大事な考え方です。
この場合、Yは無権利者のAの地位を承継しているので「Yに宝石の所有権はない」というのが民法のスジです。



【用語解説】 → 承継

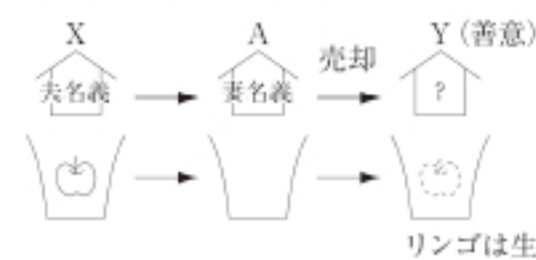
ある者が他の者の法律上の権利義務を引き継ぐこと。後主は前主とその権利義務に関して同じ地位に立つことになる。

6

事例11

Xは配偶者であるAと通謀して自己所有の不動産を売却したことにしてA名義の登記をした。

Aは、この不動産を、通謀の事実を知らないYに売却した。



この場合、不動産の所有権がXにあるのか、Yにあるのが問題になります。
Aの持っている登記は、実体を反映していませんからAが所有者という可能性はありません。
Aのバスケットは空です。

そうすると、スジからいって、Aの地位を承継したYがもらったバスケットは空ということになります。
しかし、民法94条2項をもう一度見てみましょう。

「前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない」

つまり、XはYに対してバスケットが空だという主張ができません。
すると、空のバスケットからリンゴが生じます。
つまり、所有者はYで決まりというのが結論です。
つまり、民法94条2項は、無から有が生じる手品を定めているのです。
第1章2の民法192条に続く2つめの手品です。

これは、売買というX Aが作り出し、虚偽の外観を信じて取引に入ってきたYを保護するための手品であり、「取引の安全」「外観法理」にのっとった条文です。

Xの帰責事由は、「自ら虚偽の外観を作り出した罪」です。
そういう利益衡量にのっとった条文が民法94条2項です。

民法の大原則を「空のバスケットとリンゴ」の例えで説明！

このテキスト見本は、「基礎講座」の最初で使用する民法Iからの抜粋です。

法律用語解説はもちろん、学習初期段階では、事例もわかりやすく解説するので、法律知識ゼロの方でも無理なく学習をスタートすることができます。

テキストに「空のバスケットとリンゴ」の絵が出てくるのは、学習初期のみです。講義が進むにつれ、「空のバスケットとリンゴ」の絵がなくても理解できるように、テキストも講義も工夫されています。